

新潟県条例第37号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
別表（第2条関係）		行政財産使用料の基準		行政財産使用料の基準	
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)				
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)			
	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	外径が 0.15メ ートル未 満のもの	110	(略)	98
		外径が 0.15メ ートル以 上	140	新潟 市部	130
		0.2メ ートル未 満のもの	290	新潟 市以 外の市 部	260
		外径が 0.2メ ートル以 上	100		90
		0.4メ ートル未 満のもの	720		650
		外径が 0.4メ ートル以 上	250		220
		1メー ートル未 満のもの	320		290
			47	町 村 部	43
			38		34
			51		45

	外径が1メートル以上のもの	1,400	630	510
(略)				
	その他のもの(使用面積が5平方メートル未満のものに限る。)	新潟市部	新潟市以外の市部	町村部
(略)		2,400	1,100	850
(略)				
	外径が1メートル以上のもの	1,300	580	450
(略)				
	その他のもの(使用面積が5平方メートル未満のものに限る。)	新潟市部	新潟市以外の市部	町村部
(略)		2,200	960	750
(略)				
備考	(略)			

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

